

《若者向け啓発事業》

## 令和5年度 相模原市明るい選挙啓発ポスターコンクール 実施要領

( 兼 (公財) 明るい選挙推進協会 明るい選挙啓発ポスターコンクール第1次審査 )

### 1 概要

「相模原市明るい選挙啓発ポスターコンクール」は、下記応募規定によって制作された作品を対象に、特に優れた作品を選考して、展示会や市ホームページへの掲載等、選挙啓発事業に活用します。

なお、本コンクールは公益財団法人明るい選挙推進協会が主催する「明るい選挙啓発ポスターコンクール」の第1次審査（市区町村）を兼ねています。

### 2 目的

若者向けの啓発事業の一環として、小学生、中学生、高校生を対象に、ポスターの作成をとおりして選挙について考える機会を提供し、政治・選挙への関心をもってもらうことを目的とします。

### 3 主催

相模原市区選挙管理委員会 相模原市区明るい選挙推進協議会

### 4 応募規定

#### (1) 内容

明るい選挙を呼びかけることを内容に、自由に表現してください。

#### (2) 応募資格

市内に在住か在学の小学生、中学生、高校生

#### (3) 締切日

令和5年9月8日（金）必着

#### (4) 提出先

市内在学の方は、学校で取りまとめの上、学校所在地の区の選挙管理委員会事務局。

市内在住で市外の学校に通学している方は、最寄りの区の選挙管理委員会事務局。

#### (5) 画材

描画材料は自由（紙や布等、絵の具材料だけに限りません。）

#### (6) 大きさの基準

画用紙の四ツ切（542mm×382mm）または八ツ切（382mm×271mm）

#### (7) 応募上の注意

- ① 作品のうら右下に、市区名、学校名、学年、氏名（ふりがな）を必ず記入してください。
- ② 応募作品は、原則として返却いたしません。
- ③ 作品の著作権は主催者に属し、作品は自由に利用するものとします。
- ④ 入賞者の学校名、学年及び氏名を市ホームページ等で公表するものとします。

## 5 審査

小学校・中学校・高等学校別に入選作品（10点程度）を選考します。審査方法については、別途審査要領を定めて審査します。

入選作品を含め、各部60～70点程度を明るい選挙啓発ポスターコンクール第2次審査（神奈川県）へ提出します。

なお、第2次審査で入賞した作品は第3次審査（全国）へ提出されます。

## 6 賞の種類

小学校・中学校・高等学校別に次の賞を決定し、賞状および副賞を贈呈します。

最優秀（1点）、優秀（2点程度）、佳作（7点程度）

※ 賞の点数は原則であり、応募状況によって審査会で決定します。

※ 副賞はクオカードとし、最優秀 5,000 円、優秀 3,000 円、佳作 2,000 円とします。

## 7 感謝状

多数の児童・生徒の応募等、ポスターコンクールの実施に貢献のあった学校には、審査会審査員の協議により感謝状を贈呈することができるものとします。

## 8 周知

(1) 市内の小学校及び中学校へ通知します。

(2) 市内の高等学校、中学校については応募が特に少ないことから、明推協と連携し、直接学校に訪問し募集依頼を行います。

(3) 広報さがみはら（7月15日号）及び市ホームページにて周知します。

## 9 審査の結果等について

令和5年10月上旬に入賞者の在学している学校へ通知します。なお、入賞作品は、市ホームページや啓発カレンダーに掲載するとともに、パネル展示の他、選挙啓発事業に活用します。

## 10 作品の提出先

緑 区 緑区選挙管理委員会事務局（緑区役所区政策課内）

〒252-5177 相模原市緑区西橋本5-3-21（緑区合同庁舎5階）

中央区 中央区選挙管理委員会事務局（中央区役所区政策課内）

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15（市役所本館1階）

南 区 南区選挙管理委員会事務局（南区役所区政策課内）

〒252-0377 相模原市南区相模大野5-31-1（南区合同庁舎4階）

## 11 問い合わせ先

行政委員会事務局選挙課（担当：奥山・生野）

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-6-23（けやき会館4階）

電 話 042-769-8290

FAX 042-750-3244